

鳥取県選挙管理委員会告示第100号

平成19年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,009であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成19年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次